

平成28年度公開行政レビュー 事業評価シート

No	2	事業名	障害者手当等支給事務
所属	福祉部障害福祉課障害福祉係	事業開始年度	昭和44年度
事業内容	障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳)を所持している障害者に、市単独手当として安城市障害者扶助料を支給します。		
目的	障害者に障害者扶助料を支給することにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とします。		

【実施状況】

平成28年度公開行政レビュー 事業評価シート

【事業費】

年間事業費等 の推移	No	区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	①	事業費(決算額) (千円)	345,946	350,129	359,262
	事業費内訳	障害者扶助料(論点)	276,784	282,032	286,668
		経過的福祉手当	1,140	826	654
		特別障害者手当	48,184	49,190	53,343
		障害児福祉手当	19,838	18,074	18,586
		その他(事務用消耗品など)		7	11
	②	人件費(従事職員数×6,300千円)	6,300	6,300	6,300
		従事職員数 (人)	1.00	1.00	1.00
	③	総事業費(①+②) (千円)	352,246	356,429	365,562
財源内訳	一般財源	(千円)	299,329	304,276	309,616
	特定財源(国庫負担金など)	(千円)	53,596	52,714	55,946
	財源合計	(千円)	352,925	356,990	365,562

【参考比較】

他市の 実施状況等	1 本市よりも高い水準の支給市(支給月額) 清須市 身体1級・療育A判定・精神1級・8,100円、療育B判定・精神2級・6,400円 身体2級・6,100円、身体3級・5,000円、療育C判定・精神3級・3,000円 身体4級・2,100円、身体5級・1,800円、身体6級・1,600円、自閉症候群・6,000円 北名古屋市 身体1~3級・療育A.B判定・精神1.2級・7,000円 身体4~6級・療育C判定・精神3級・2,500円 ※ 所得制限該当者のうち、世帯に2人以上の障害者がありかつ7,000円に該当する者は、支給停止せず半額支給
	2 年齢制限のある市 岡崎市・知立市・高浜市 65歳以上障害者手帳新規取得者(県在重手当と同じ年齢制限)
	3 併給制限のある市 国三手当 碧南市・稲沢市・新城市・高浜市(高浜市は県在重手当も含む) 遺児手当 豊川市 ※ 名古屋市は在宅重度障害者(児)が対象で、①老齢基礎年金・障害基礎年金等の受給、②県在重手当の所得現況届未届、③特定障害給付金の支給に関する法律に規定する特定障害者に併給制限
	4 西三河9市と名古屋市の支給状況は次ページのとおり

【課題】

課題	活動実績・事業成果等を踏まえて記入
	超高齢化社会を迎えるにあたり、65歳以上の高齢者が新規に障害者手帳を取得することが多くなっています。本事業に必要となる予算規模は増加の一途をたどり、現行制度においては今後も減少に転じる見込みではなく、今後とも市の財政を圧迫することが懸念されるため、見直しをする必要があります。

【論点】

公開行政レビューでの論点	適切な支給を継続していくが、愛知県在宅重度障害者手当の支給例(満65歳到達後、新規障害者手帳取得者へは不支給とする)にならない、満65歳到達後、新規に障害者手帳を取得する人は安城市障害者扶助料を不支給としたが、どうか。